

# 市民オンブズマン事務局不当要求行為等防止対策連絡会設置要綱

## (設置)

第1条 事務事業に対する不当要求行為及び暴力行為（以下「不当要求行為等」という。）への対策に取り組み、円滑、適正な業務の執行及び運営の確保を図るため、局に不当要求行為等防止対策連絡会（以下「連絡会」という。）を設置する。

## (所管事項)

第2条 連絡会は、次の事項について協議等を行う。

- (1) 不当要求行為等の発生に対する予防策及び対応策について
- (2) 不当要求行為等に対する職員の意識の向上について
- (3) 不当要求行為等の情報の交換について
- (4) その他必要な事項について

## (構成等)

第3条 連絡会の構成は、次のとおりとする。

(1) 委員長は事務局長とし、連絡会を代表するとともに、会議の議長を務める。

(2) 副委員長は庶務担当の担当課長とし、委員長の補佐をする。

(3) 委員は管理職とする。

ただし、委員長が必要と認めた場合は、必要な職員を会議に出席させることができる。

## (庶務)

第4条 連絡会の庶務は、事務局庶務担当において処理する。

## (その他必要な事項)

第5条 この要綱に定めるもののほか、連絡会の運営に関する事項その他必

要な事項については、委員長がこれを定める。

#### 附 則

この要綱は、令和 8 年 1 月 5 日から施行する。